

## 資金管理料金特別会計における資金の運用について

### 1. 余裕資金の運用

資金管理料金特別会計において、資金管理料金収入等の収入について、收受してから事業費等の支出に充てるまでにタイムラグが生じる。この間に資金管理料金特別会計に滞留する余裕資金を運用する。

なお、資金管理料金運用額は11年収支均衡の考え方から毎年度減少していく見込みである。

### 2. 運用の方法

#### (1) 運用の前提

資金管理料金特別会計における運用は、再資源化預託金等特別会計における運用と同様に、安全確実に行わなければならない。

よって、運用を実行するにあたっては、元本確保を前提とし、信用リスクを排除する。

#### (2) 運用対象資産及び投資期間

- ① 運用対象資産は国債とし、満期保有を原則とする。
- ② 運用は、事業年度毎に運用額の見通しを算定して実行する。
- ③ 各事業年度において、預託台数の急激な減少等の不測の事象により資金不足となることを防止するため、国債による投資期間1年以内の運用とし、資金管理料金特別会計における流動性を保つものとする。

### 3. 平成20年度運用額の見通し

平成20年度資金管理料金特別会計収支見込み(現金受渡ベース)

収 入 (A)	43億円
支 出 (B)	52億円
平成19年度からの繰越額(C)	39億円
現預金残高[(D) = (A) - (B) + (C) ]	30億円

上記現預金残高から流動性資金として通常月の3ヶ月分の支払に相当する13億円を控除した17億円を平成20年度の上限額としてその範囲内で運用する。

(参考) 残存期間 1 年の利付国債の利回り

平成20年2月15日 : 0.51%

2月29日 : 0.53%

以上